公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営 支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年4月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
 - DCMホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 小牛田ショッピングセンター 遠刈田郡美里町北浦字新苗代13番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 DCMホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区中央三条二丁目1番1号
- 4 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - (変更前) ホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 (変更後) P.C.M. カース なせずる オーバ また ダ (水また)
 - (変更後) D C M ホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ホーマック株式会社	DCMホーマック株式会社
代表取締役社長 石黒靖規	代表取締役社長 石黒靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁
目1番1号	目1番1号
株式会社ベルプラス	株式会社ベルプラス
代表取締役社長 澤田 司	代表取締役社長 澤田 司

岩手県盛岡市羽場10地割100番地	岩手県盛岡市羽場10地割100番地
3	3
株式会社大創産業	株式会社やまや
代表取締役社長 矢野 博丈	代表取締役社長 山内 英靖
広島県東広島市西条町大字吉行字向1	仙台市宮城野区榴岡3丁目4番1号
-60	
株式会社やまや	
代表取締役社長 山内 英靖	
塩釜市新浜町一丁目11番地19号	
株式会社ブックバーン	
代表取締役 鈴木 勇一	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1	
号	
株式会社らいおんクリエイト	
取締役 佐藤 亨	
仙台市太白区東中田四丁目6番60号	
株式会社ビッグアース	
代表取締役 佐々木 櫛夫	
大崎市宮沢弁天前7番	
管原 司	
石巻市桃生町神取字屋敷57番1	

5 変更の年月日

(1) DCMホーマック株式会社

平成27年3月1日

(2)株式会社やまや

平成22年9月1日

6 届出年月日

平成27年3月31日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課,宮城県県政情報センター,大崎地方県政情報 コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成27年4月15日から平成27年8月15日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。